

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年11月

JBS Newsletter
2019年12月30日

Contents

税務法規

▶「『非居住納稅者による条約の特典享受に関する管理弁法』」の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2019]35号) (“35号公告”)

▶「納稅信用の修復に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]37号) (“37号公告”)

商務法規

1. 外商投資関連

▶「『中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)』の意見募集に関する通知」

▶「『外商投資情報報告弁法(意見募集原稿)』の意見募集に関する通知」ほか

2. その他

▶「ビジネス環境最適化条例」(国务院令[2019]722号) (“722号令”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年11月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2019年 11月01日 第2019042号
- ▶ 2019年 11月08日 第2019043号
- ▶ 2019年 11月15日 第2019044号
- ▶ 2019年 11月22日 第2019045号
- ▶ 2019年 11月29日 第2019046号

Japan Business Servicesグループで、2019年11月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「『非居住納稅者による条約の特典享受に関する管理弁法』の公布に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]35号) ("35号公告")

概要

国家稅務總局は2019年10月14日付の35号公告により、「非居住納稅者による条約の特典享受に関する管理弁法」("管理弁法")を公布した。これは、租税に係るビジネス環境を整備し、非居住納稅者が租税条約の特典を享受する際の利便性を向上させることを目的としている。

「管理弁法」の主な内容は次のとおりである。

適用対象: 中国国内での納稅義務が生じる非居住納稅者が、租税条約の特典を享受する場合

処理方式: “自主判断、申告による適用、関連書類の保管”という方式をとり、非居住納稅者は申告する際に「非居住納稅者の条約の特典享受に係る情報報告表」を提出するとともに、調査に備えて関連書類を収集し、保管する。

保管書類:

- ▶ 締約相手国の所轄当局が発行した居住者身分証明書
- ▶ 取得した所得に関連する契約書、董事会または株主総会の決議書、支払証憑等の権利帰属証明資料
- ▶ 「受益者」身分を証明する関連資料(配当、利子、使用料条項の特典を享受する場合)
- ▶ 租税条約の特典享受に係る条件の充足を証明できる他の資料

事後管理:

- ▶ 資料の原本が外国語である場合、中国語訳を添付し、かつ中国語訳の正確性、網羅性に責任を負わなければならない。
- ▶ 稅務機關の要求に従って関連資料を提出しない、または事後調査を逃避、拒否、妨害する場合、租税条約の特典適享受に係る条件を満たさないものとみなされる。
- ▶ 非居住納稅者が租税条約の特典享受に係る条件を満たさないにもかかわらず、その適用を受け、税金の未納または過少納付が生じた場合、所轄稅務機關は法に基づき、税金を追徴し、かつ非居住納稅者の納稅遅延責任を追及する。

- ▶ 非居住納稅者が法に基づいて税金を納付しない場合、所轄稅務機關は当該非居住納稅者の中国国内におけるその他の収入項目の支払者が支払うべき金額の中から、当該非居住納稅者の納付すべき税額を追徴することができる。

今回の新しい規定による管理方式の変更は、稅務事項の管理プロセスを簡素化することを目的としている。納稅者は事後管理に関する要求に留意しなければならない。

「管理弁法」は2020年1月1日より施行される。租税条約と「管理弁法」の規定が異なる場合、租税条約に従うものとする。非居住納稅者が中国本土と香港、マカオ特別行政区の間の租税協定の適用を受ける場合も、「管理弁法」が適用される。

「管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138275/content.html>

- ▶ 「納稅信用の修復に関する事項についての公告」(国家稅務總局公告[2019]37号) ("37号公告")

概要

納稅者が法に基づき誠実に納稅することを奨励するため、国家稅務總局は2019年11月7日付で、納稅信用の修復に関する事項について規定した37号公告を公布した。37号公告は、2020年1月1日から施行される。

37号公告の要点は次のとおりである。

納税信用の修復を申請できる場合	納税信用の修復の申請期限
納税者が法定期限までに税金の申告、納付、資料の届出等を行わなかったものの、すでに関連事項の対応をした場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 信用喪失行為がすでに納税信用評価に反映されている場合、納税者は当該行為が税務機関によって記録された翌年末まで、所轄税務機関に納税信用の修復を申請することができる。 ▶ 信用喪失行為が納税信用評価にまだ反映されていない場合、納税者が申請を行う必要はなく、税務機関が関連規定に基づき、納税者の当該納税信用評価指標の点数を調整し、かつ納税信用評価を行う。
税務機関の処理の結論に従って税金、滞納金、罰金を全額納付せず、犯罪とはならないものの、納税信用格付を直接D級とされた納税者が、定められた期限の満了後60日以内にこれらを納付した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 紳税信用格付を直接D級とされた翌年末まで、税務機関に納税信用の修復を申請することができる。 ▶ 税務機関は納税者の信用喪失行為の是正状況に応じて、当該納税信用評価指標を調整し、納税信用格付を再評価するが、A級の格付とはならない。
納税者が関連の法律義務を履行し、かつ税務機関が法に基づき非正常状態を解除した場合	

非正常納税者は、納税信用の修復を1納税年度に一度のみ申請できる。

所轄税務機関に納税信用の修復を申請する必要のある納税者は、「納税信用修復申請表」(37号公告の添付2)に記入し、かつ信用喪失行為の是正の真実性を承諾しなければならない。納税者が虚偽の承諾を行ったことが発覚した場合、税務機関は相応の処分を与えなければならない。納税信用の修復の前提是、納税者が税務機関による年度評価の結果に対して異議がないことである。所轄税務機関は納税信用の修復の申請を受理した日から15日以内に審査を完了し、かつ信用修復の結果を納税者にフィードバックする。

37号公告では、納税信用の修復に関する具体的な基準及び手続きについても規定している。

37号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5139577/content.html>

商務法規

1. 外商投資関連

▶ 「『中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)』の意見募集に関する通知」

概要

「中華人民共和国外商投資法」(「外商投資法」)の効果的な実施を保障するために、司法部、商務部及び国家発展改革委員会は「中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)」(「実施条例草案」)を起草した。司法部はこれを2019年11月1日に公表し、パブリックコメントを求めた。(「外商投資法」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年3月号を参照。)

「実施条例草案」は全5章から成り、主な内容は次のとおりである。

総則:

外商投資に関する基本的な問題として、例えば、外国投資者の中国内における新規投資プロジェクトの具体的な意味、外商投資企業の登記・登録、外商投資参入ネガティブリスト（“ネガティブリスト”）の制定及び調整手続き等について規定している。

投資促進:

- ▶ 外商投資企業には、国家による企業の発展を支持するための各種政策が平等に適用される。
- ▶ 外商投資に関する法律法規を起草するにあたり、外商投資企業等の意見を聴取する。
- ▶ 外商投資サービス体系を構築、整備する。
- ▶ 外国投資者、外商投資企業による特定業種、分野、地域への投資を奨励、誘致する。

投資保護:

- ▶ 公共利益の必要のために、外国投資者の投資に対して接收または収用を行う具体的な状況を、法律で明確にしなければならない。
- ▶ 知的財産権の侵害に対する懲罰性賠償制度を構築し、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護を強化する。

投資管理:

- ▶ 中国の自然人、法人またはその他の組織が中国国外で設立した全額出資企業が中国国内で投資を行う場合、ネガティブリストに定められた参入特別管理措置の制限を受けない。
- ▶ 外商投資管理に関する事項、例えば、外商投資の投資プロジェクトの許可、届出に対する要求、外国投資者がネガティブリストの投資制限分野に投資する場合の審査システム、及び外商投資情報の提出要求等について規定している。

附則:

- ▶ 既存の外商投資企業の組織形式、組織機関等が「会社法」、「パートナーシップ企業法」等の法律の強行規定と一致しない場合、「外商投資法」の施行後5年以内に法に基づき変更手続きを行うことを奨励する。当該期限までに変更手続きを行わなければならぬ。

- ▶ 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者が中国内地で投資し、または台湾地区の投資者が中国大陆で投資する場合、「外商投資法」及び同実施条例を参考する。（法律等に別途規定がある場合を除く。）

「外商投資法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/difang/201903/20190302845209.shtml>

「実施条例草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/02/content_5447867.htm

- ▶ 「『外商投資情報報告弁法（意見募集原稿）』の意見募集に関する通知」

概要

対外開放をさらに拡大し、「外商投資法」に定められた外商投資情報報告制度を整備し、外商投資管理を行うために、商務部は「外商投資情報報告弁法（意見募集稿）」（「弁法」或いは「弁法草案」）を起草し、パブリックコメントを求めた。

「弁法草案」の主な内容は次のとおりである。

総則: 外国投資者が直接または間接的に中国国内において投資活動を行う場合、外国投資者または外商投資企業は、商務主管部門に投資情報を提出しなければならない。「外資銀行管理条例」の主な変更点

報告内容: 外商投資情報報告は、初期報告、変更報告、抹消報告及び年度報告を含む。

- ▶ 初期報告には、企業の基本情報、投資者及びその実質的支配者の情報、M&A取引の基本情報、商務主管部門が報告を求めるその他の情報が含まれる。
- ▶ 変更報告には、企業の基本情報の変更、投資者及びその実質的支配者の情報の変更、株式、持分、財産のシェアまたはその他の類似権益の情報の変更、商務主管部門が報告を求めるその他の情報の変更が含まれる。
- ▶ 年度報告には、企業の経営情報、企業の資産及び負債の情報、企業の中国国内における投資及び分支机构の情報、企業の事業に係る許認可の取得情報、商務主管部門が報告を求めるその他の情報が含まれる。

情報共有: 商務主管部門及び関連部門は情報報告業務のニーズに応じて、外商投資情報共有メカニズムを構築しなければならない。

監督管理: 商務主管部門は実地調査、書面検査等の方式により外国投資者及び外商投資企業に対する監督検査を実施する。

法的責任: 外国投資者または外商投資企業が外商投資情報報告制度の要求に従って投資情報を提出しない場合、警告、罰金及び法に基づき信用情報システムに記録するという処分を受けなければならない。

適用対象: 外国投資者(香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者及び華僑を含む)が中国国内で銀行業、証券業、保険業等の金融業に投資する場合、「弁法」を適用する。

「弁法草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://swj.wulanchabu.gov.cn/information/wlcb_swj_11601/msg2733158007902.html

▶ 「『外商投資情報報告に関する事項についての公告(意見募集稿)』の意見募集に関する通知」

概要

「外商投資情報報告弁法」(「弁法」)の円滑な実施を保障するために、商務部は「外商投資情報報告に関する事項についての公告(意見募集稿)」(「草案」)を起草し、かつ2019年11月8日付で公表し、パブリックコメントを求めた。

「草案」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 以下の外国投資者及び外商投資会社は、「弁法」の規定に従って、企業登記システムを通じてオンラインで初期報告、変更報告を提出し、國家企業信用情報公示システムを通じてオンラインで年度報告を提出しなければならない。
 - ▶ 外国投資者が中国国内で会社、パートナーシップ企業に直接投資する場合
 - ▶ 外国(地区)企業が中国国内で生産経営活動に従事する場合
 - ▶ 外国(地区)企業が中国国内で生産経営活動に従事する常駐代表機構、分支机构を設立する場合
 - ▶ 外商投資性会社が中国国内で企業に投資する場合

▶ 国内の非外商投資企業を外商投資企業に変更する場合、変更登記を行う際にオンラインで初期報告を提出しなければならない。

▶ 外商投資企業が中国国内で投資した企業(多段階投資を含む)の初期報告、変更報告、抹消報告及び年度報告は、市場監督管理総局が商務部と共有する。外國法律事務所の在中国代表機構の投資情報は、司法部が商務部と共有する。中外合作学校経営機構の投資情報は、教育部が商務部と共有する。

▶ 国家が規定した外商投資参入特別管理措置の実施に関わらない外商投資企業について、2019年12月31日までに市場監督管理部門で設立登記を行ったか、或いは「外商投資企業の設立及び変更の届出管理暫定弁法」第6条、第7条に定められた変更事項が生じたが、外商投資企業の設立または変更の届出を行っていない場合、2020年1月31日までは引き続き外商投資総合管理システム(wzzxbs.mofcom.gov.cn)を通じて届出手続きを用意することができる。

「草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/hudong/2019-11/12/content_5451167.htm

▶ 「『法に基づき外商投資企業の登記管理作業を行うことに関する指導意見(意見募集稿)』の意見募集に関する公告」

概要

外商投資企業の登記管理作業をよく行い、外商投資を積極的に促進するため、2019年11月6日、市場監督管理総局は「法に基づき外商投資企業の登記管理作業を行うことに関する指導意見(意見募集稿)」(「意見」)を起草し、パブリックコメントを求める。

「意見」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 外国投資者または外商投資企業は、企業登記システムを通じて登記・登録を申請し、情報の入力、資料の提出を行わなければならない。外国投資者または外商投資企業は、設立または変更登記を申請する際に、ネガティブリストの要求を満たしているか否かを申告しなければならない。

- ▶ 外商投資企業の設立登記を申請する際、登記機関に提出する外国投資者の主体資格証明書または身分証明書は、所在国の公証機関の公証と中国大使館(領事館)の認証を受けたものでなければならない。香港、マカオ、台湾地区の投資者の主体資格証明書または身分証明書については、特別規定または協定に従つて、法に基づき、現地の公証機関が発行した公証文書を提供しなければならない。
- ▶ 外商投資企業の登録資本金は人民元建てとすることも、その他の自由交換可能な通貨建てとすることもできる。
- ▶ 各地の登記機関は商務部門と協力して外商投資情報報告制度を実施し、登記システムと國家企業信用情報公示システムを適時に改善、整備しなければならない。
- ▶ 「外商投資法」によれば、2025年1月1日より、外商投資企業の組織形式、組織機構等は「会社法」、「パートナーシップ企業法」等の法律の強行規定に合致しなければならない。
- ▶ 台湾地区、香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、中国国外に定住する中国公民(華僑)が設立した外商投資企業、及び外商投資の投資性会社、投資を主たる事業とする外商投資パートナーシップ企業が中国国内で設立した企業は、その登記管理について「意見」を参照し、適用するものとする。

「意見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201911/t20191106_308234.html

- ▶ 「外資をよりよく利用する取組みに関する意見」(国發[2019]23号) (“23号通達”)

概要

一層の对外開放を行い、よりよく外資を利用するため、国務院は2019年10月30日付で、高品質の経済発展の促進に関する23号通達を公布した。

23号通達には4つの分野に関する20の意見が含まれ、その主な内容は次のとおりである。

对外開放の深化

- ▶ 新たに開放された分野への外商投資を支持する。ネガティブリストに含まれていない制限措置を全面的に整理し、撤廃する。

- ▶ 金融業の对外開放を加速する。例えば、中国にある外資銀行、証券会社、基金管理会社等の金融機関の業務範囲等に対する規制を全面的に撤廃する。2020年に、証券会社、証券投資基金管理会社、先物会社、生命保険会社の外資持分比率は51%を超えてはならないという規制を撤廃する。
- ▶ 自動車分野の外資政策を最適化する。内・外資の自動車メーカーが生産する新エネルギー車に対し、市場参入に係る同等な扱いを保障する。
- ▶ 公平なビジネス環境整備に力を入れる。

投資促進への取組みの強化

- ▶ 外商投資企業の科学技術イノベーションサービスを最適化する。外資によるハイテク産業への投資を奨励、誘致する。
- ▶ 地方における外資誘致の強化を支援する。

投資利便化改革の深化

- ▶ クロスボーダー資金の利用コストを引き下げる。外商投資企業が外債モデルを自主的に選択し、借入コストを低減することを支持する。
- ▶ 中国における就労の利便性を向上させる。外国人の就労許可申請手続きを最適化し、部門間の情報共有メカニズムを改善する。
- ▶ 外資プロジェクトの用地承認手続きを最適化する。外資プロジェクトの実施を加速する。

外商投資の合法的権益の保護

- ▶ 行政機関及びその職員は、外国投資者、外商投資企業に技術譲渡を強要し、或いは形を変えて強要してはならない。
- ▶ 知的財産権の保護メカニズムを改善する。
- ▶ 法に基づき、政府調達活動への平等な参入を保障する。

23号の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content_5449754.htm

2.その他

▶ 「ビジネス環境最適化条例」(国务院令[2019]722号) (“722号令”)

概要

ビジネス環境をさらに整備するため、国务院は2019年10月22日付の722号令により、「ビジネス環境最適化条例」(“条例”)を公布した。「条例」は2020年1月1日から施行される。

「条例」は総則、市場主体の保護、市場環境、政務サービス、監督管理執法、法制保障及び附則の7章から成る。

「条例」の主な内容は次のとおりである。

- ▶ ビジネス環境の最適化の原則及び方向性。「条例」の目的は、各種の市場主体のために安定的かつ公平で、透明性があり、予見可能な良好な環境をつくることにある。
- ▶ 市場主体の保護強化。国家は各種の市場主体を平等に保護し、各種の市場主体による法に基づく平等な生産要素の使用と支持政策の享受を保障する。また、市場主体の経営自主権、財産権及びその他の合法的な権益を保護し、全国統一の市場主体の保護サービスプラットフォームの構築を推進する。
- ▶ ビジネス環境の最適化。企業の開業までの期間短縮を図ること、平等な市場参入を保障すること、着実に減税・費用軽減政策を実施することなどについて規定している。
- ▶ 政務サービスの能力及び水準の向上。全国一体化したオンライン政務サービスプラットフォームの構築を推進すること、行政許可を簡素化すること、審査・承認サービスを最適化することなどについて規定している。

▶ 監督管理・執法の規範化及びイノベーション

▶ 法治保障の強化

近いうちに、「条例」に関する実施細則が公布されるものと見込まれる。

「条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/23/content_5443963.htm

▶ 「國務院に授権し、自由貿易試験区における関連法律規定の適用を一時的に調整することに関する決定」

概要

ビジネス環境をさらに整備し、市場の活力と社会的創造力を刺激し、政府機能の転換を加速するために、2019年10月26日、第13期全国人民代表大会常務委員会第14回会議は、自由貿易試験区において、「中華人民共和国对外貿易法」(“对外貿易法”)、「中華人民共和国道路交通安全法」、「中華人民共和国消防法」、「中華人民共和国食品安全法」、「中華人民共和国税関法」(“税関法”)、「中華人民共和国種子法」の適用を一時的に調整することについて、國務院に授権することを決定した(“決定”)。「決定」は2019年12月1日より施行され、3年間試行される。試行の結果、実行可能であることが示された場合、國務院は関連法律の改正に関する意見を提出しなければならない。調整を行うことは適切でないことが示された場合、試行期間満了後に、関連法律規定を再度施行する。

上記のうち、「对外貿易法」及び「税関法」の主な調整内容は次のとおりである。

法律	現行規定	調整内容
「对外貿易法」	第9条 貨物の輸出入或いは技術の輸出入に従事する对外貿易經營者は、國務院对外貿易主管部門或いはその委託を受けた機構で届出・登記を行わなければならない。 对外貿易經營者が規定に従い届出・登記をしない場合、税關は輸出入貨物の通關手続きを行わない。	对外貿易經營者による届出・登記を撤廃する。
「税関法」	第11条1項 輸出入貨物の荷受人・荷送人、通關企業は通關手続きを行うときに、法に基づき税關で登録しなければならない。法に基づき税關で登録していないものは、通關手続き業務に従事してはならない。	通關企業の登録の審査・承認を届出に変更する。

上述した調整は監督管理に関するさらなる規制緩和を示している。

「決定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201910/8ad8261ea88a4da4ae64c0a81eca6788.shtml>

▶ 「クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通知」(匯發[2019]28号) (“28号通達”)

概要

“放管服”改革を推進するため、国家外貨管理局は2019年10月23日付で28号通達を公布し、クロスボーダー貿易・投資の利便化をさらに促進するための措置について明らかにした。当該通達は、一部の条項を除き、2020年1月1日から施行される。

28号通達の措置には、次のものがある。貿易外貨収支業務の利便化試験の拡大、非投資性外商投資企業の資本金の国内持分投資に関する制限の撤廃、資本項目収支の利便化試験の拡大、資本項目の外貨資金両替の使用制限の緩和、小型越境EC企業の貨物貿易収支手続きの簡素化、企業の外債登記管理の改革、資本項目の外貨口座開設数の制限の撤廃、貨物貿易の外貨業務の報告方式の最適化、輸出収入の審査口座開設の緩和、企業の分支机构名簿登記の利便化、国内信用資産の対外譲渡試験の推進、工事請負企業の海外資金の集中管理の許可。

28号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14469.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

<p>▶ 北京</p> <p>堀尾 成宏 監査 +86 152 433 2445 naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知 監査 +86 10 5815 4253 masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子 税務・移転価格 +86 10 5815 2289 kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔 監査 +86 411 8252 8999 daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一 監査 +86 21 2228 2740 shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博 監査 +86 21 2228 4652 masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊 監査 +86 21 2228 9579 Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子 監査 +86 21 2228 5958 tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮 監査 +86 21 2228 3239 ryo.yamamura1@cn.ey.com</p>	<p>江 海峰 金融 +86 21 2228 2963 alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太 金融 +86 21 2228 4006 shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>三宅 亜紀子 Forensics +86 21 2228 5688 akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈 税務・移転価格 +86 21 2228 2289 kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介 税務 +86 21 2228 2854 keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也 法務 +86 21 2228 8346 maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一 TAS +86 21 2228 4749 junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩 監査 +86 20 2881 2675 yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晃 監査 +86 20 2838 1043 ye.liang@cn.ey.com</p>	<p>▶ 深圳</p> <p>小島 健一 監査 +86 755 2502 5463 shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香 監査 +852 2629 3907 yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太 監査 +852 2846 9005 keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塚原 俊郎 監査 +852 3471 2751 toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 真 監査 +852 2629 3909 kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹 監査 +852 37585988 yuki.tokuyama@hk.ey.com</p>
--	--	---

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

黄芳燕

税務

Ada.Huang2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 優克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03009656

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

